

令和2年度 事業計画

令和2年（2020）年度事業計画

（基本姿勢）

栃木県交通安全協会は、交通ルールに関する教育及び普及啓発事業等を通じて、栃木県内における交通安全道徳の向上、交通事故防止等に努め、もって、道路における交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的として、令和2年の交通事故死者数の抑止目標90人以下（令和2年度栃木県交通安全対策会議決定目標）の達成に向けて、各種の交通安全に関する事業を関係機関・団体と連携を図りながら積極的かつ効率的に推進し、もって県民の理解と協力に支えられた県民のための主事業を計画の基本として推進していくものとする。

第1章 交通安全対策

第1 交通安全対策事業の推進

項目	推進内容
1 取り組む推進重点	(推進重点) (1) 子どもや高齢者の交通事故防止 (2) 飲酒運転等悪質、危険運転の根絶 (3) 安全な交通環境の整備
2 子供や高齢者の交通事故防止	(1) 子供や高齢者の交通事故防止 ア 「子どもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動」の浸透拡大を図るため、毎月3日（休日のときはその前後）の強化日に合わせて「子どもや高齢者を交通事故から守る日」の啓発活動を推進。 イ 児童・生徒等に対する自転車の実技指導、自転車シミュレーターを活用した安全教室開催の支援活動及び高齢者を対象とした「スケアード・ストレート教室」など参加・体験・実践型の安全教育の推進。 ウ 交通ボランティアと連携した高齢者家庭訪問指導や高齢者関連施設等におけるワンポイントアドバイスを推進。 エ 運転経歴証明書制度の周知と運転免許証返納者への支援強化や返納記念品の贈呈など自主返納しやすい環境整備の推進。 オ 交通安全教育車（マロニエ号）の利用促進 幼児・小学生・高齢者を中心とした出前型交通安全教育を推進し、安全教育技法の向上を目指すとともに、マロニエ号の利用について呼びかけを行い利用促進を図る。 カ 地域交通安全活動推進委員が行う高齢者交通安全アドバイザー活動を支援するとともに全体研修会開催の支援を行う。 キ 高齢運転者の交通事故防止のために有効な、衝突被害軽減ブレーキ等「安全運転サポート車」の普及を支援していく。 ク 運転に不安な高齢者等を中心として「運転ドック」講習会を開催し高齢者の安全運転を支援していく。 ケ 夜間の歩行者等の安全確保のため、反射材の普及啓発を促進するほか、広報活動によりその着用の促進を図る。 コ 児童、高齢者が信号機のない横断歩道を安全に横断できるよう「横断歩道では歩行者優先」の広報を推進していく。

	<p>(2) 前照灯の早目点灯と原則ハイビームの実践活動</p> <p>ア 「前照灯の早目点灯・原則ハイビーム」の実践と「ライト4（フォー）運動」（10月1日から2月末まで）の広報を実施していく。</p> <p>イ 夕暮れ時から夜間に外出する歩行者等の交通事故防止のため反射材着用等の広報活動を実施していく。</p> <p>ウ カーブミラー、縁石、電柱等の安全施設の夜光反射板の点検整備を推進し夜間の交通事故防止等を推進する。</p>
3 飲酒運転等悪質・危険運転の根絶	<p>ア 広く県民に、飲酒運転の悪質性、危険性及び飲酒運転による交通事故の悲惨さについて広報・啓発し、飲酒運転の根絶を図る。</p> <p>イ 「ハンドルキーパー運動」の普及促進など、飲酒運転を許さない社会環境づくりと飲酒運転根絶気運の醸成を図る。</p> <p>ウ 暴走族を許さない社会環境づくりのための広報啓発活動の推進。</p>
4 自転車利用者に対する交通事故防止対策	<p>ア すべての自転車利用者、自転車は車両であることの周知徹底を図っていく。</p> <p>イ 「自転車安全利用5則」の周知徹底を図る。</p> <p>ウ 毎月8日（休日のときはその前後）の「自転車安全利用強化日」における広報啓発活動を推進する。</p> <p>エ 自転車の定期的点検の呼びかけ、TSマークの普及促進を図る。</p>
5 シートベルト・チャイルドシートの着用徹底	<p>後部座席を含めた全席全員シートベルト着用・チャイルドシートの正しい着用を促進するため、毎月25日（休日のときはその前後）の「シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日」における広報活動等を推進する。</p>
6 安全な交通環境対策の推進	<p>交通事故多発路線、交差点、カーブ、通学路等の危険箇所における安全対策を推進する。</p>
7 関係機関・団体等との連携	<p>栃木県、栃木県警察本部をはじめ交通安全に係わる行政、民間団体等との連携を密にし、地域（地区）の交通事故の実態に応じた交通事故防止対策を推進するほか、支援活動を推進する。</p>

第2 県民運動等における広報・啓発活動

1 栃木県交通安全県民運動等の効果的推進	<p>栃木県、栃木県警察本部及び交通安全を推進する関係機関、団体と緊密に連携し、各種の交通安全運動等を主催（協賛）し、広く県民に周知させるため、新聞、テレビ、ラジオ等による広報を推進するとともに、広報車、交通安全教育車（マロニエ号）の効果的な活動及び横断幕、懸垂幕の掲出、パンフレット、チラシの配布等により、交通安全思想の普及、啓発を推進する。</p>
----------------------	--

<p>2 重点的に取り組む運動</p>	<p>(1) 高齢者交通事故防止運動 (2) 子どもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動 (3) 前照灯の早め点灯と原則ハイビームの徹底運動 (4) 飲酒運転根絶運動</p>
<p>3 年間を通じて取り組む運動</p>	<p>(1) 「マナーアップ！あなたが主役です」運動 (2) 自転車安全利用促進運動 (3) 交通事故「0」（ゼロ）宣言運動 (4) シートベルト・チャイルドシート着用運動</p>
<p>4 各季の運動</p>	<p>(1) 春の交通安全県民総ぐるみ運動 4月6日（月）～4月15日（水） (2) 夏の交通安全運動 6月1日（月）～8月31日（月）の間、各地区、団体の実態において期間を定める。 (3) 秋の交通安全県民総ぐるみ運動 9月21日（月）～9月30日（水） (4) 年末の交通安全県民総ぐるみ運動 12月11日（金）～12月31日（木）</p>
<p>5 県民運動強化日</p>	<p>(1) 子どもや高齢者を交通事故から守る日 毎月3日（休日のときはその前後） (2) 自転車安全利用強化の日 毎月8日（休日のときはその前後） (3) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日 毎月25日（休日のときはその前後） (4) 交通事故死ゼロを目指す日（国民運動） 4月10日（金）、9月30日（水）※予定</p>
<p>6 令和2年交通安全スローガンの普及・啓発</p>	<p>（令和2年全国スローガン） (1) 運転者（同乗者を含む）への呼びかけ ○ スマホより 横断歩道の 僕を見て ○ あおるより ゆずるあなたが かつこいい ○ 見過ごすな 信じて挙げた 小さな手 (2) 歩行者・自転車利用者への呼びかけ ○ 夕暮れの 一番星は 反射材 ○ 危ないよ イヤホン スマホ うわの空 ○ ママあぶない 横断歩道は あそこだよ (3) 中学生以下への呼びかけ ○ しっかりと 止まってかくにん 横断歩道 ○ 手をあげて 小さな君も 信号機 ○ あっ あぶない！ スマホに危険は うつらない</p>
<p>7 交通死亡事故多発警報発令に伴う緊急対策</p>	<p>交通死亡事故多発（全県、ブロック、地区）警報発令時には、新聞、ラジオ、テレビ、広報車、交通安全教育車（マロニエ号）による広報を実施するほか、関係機関、団体と一体となった緊急対策を推進する。</p>

第3 栃木県交通安全活動推進センター事業

栃木県交通安全活動推進センター（栃木県公安委員会指定）では、交通事故防止を目的として、交通安全思想と法令遵守意識の啓蒙と普及・啓発を図るため、各種事業（公益事業）を実施していく。

1 交通安全に関する広報・啓発活動

- (1) 広報紙の発行
県民の交通意識の高揚を図るため、広報紙「交通安全とちぎ」を随時発行する。年度3回発行予定。
- (2) 交通安全広報カレンダーの作成・配布
県民交通安全写真コンクール（令和2年4月1日～9月30日）を実施し、優秀作品等を活用しての交通安全広報カレンダーを作成、配布する。
- (3) ホームページによる広報
インターネット・ホームページにより、当協会の活動状況等に関する情報を提供し、広く県民の理解と協力を求める。
- (4) 交通安全教育用資器材の貸出し
 - ア 交通安全教育用ビデオテープ、DVD等を企業、団体等に無料貸出しを行う。
 - イ 小学校に「交通安全子供自転車大会」用の資器材の貸出しを行う。
- (5) チャイルドシートの無料貸出し
各支所及び免許センター窓口において、チャイルドシートの無料貸出しを実施し、着用意識の高揚を図っていく。
- (6) 自転車利用者に対する交通安全対策
 - ア 「第54回交通安全子供自転車栃木県大会」の開催
7月10日（金）いちごアリーナ（鹿沼総合体育館）
 - イ 自転車利用者に対し、定期的な点検整備を呼びかけるとともに、自転車事故時における付帯保証のある「TSマーク」の普及、促進を図る。
 - ウ 中学生及び高齢者の自転車利用時におけるヘルメット着用の普及、促進を図る。
- (7) 原付・二輪車に対する交通安全対策
二輪車の安全運転技能の向上とマナーの向上を図るため、「第50回二輪車安全運転栃木県大会」（免許センター）を開催するほか
「高校生に対する原付講習」、「グッドライダーミーティング」の実施と共催をしていく。
- (8) 幼児・子供の交通事故防止対策
交通安全教育車（マロニエ号）を幼稚園、小学校、保育所に派遣し、交通安全講話、ビデオ、腹話術を活用して安全教育を推進する。
- (9) 高齢者の交通事故防止対策
 - ア 「子どもや高齢者に優しい3S運動」に関する各マスメディアによる広報活動を推進。
 - イ 地域交通安全活動推進委員、地区安全協会女性部、その他ボランティア活動による高齢者宅訪問活動を支援していく。
 - ウ 高齢者運転支援のため自動車学校において「安全運転ドック」講習会を開催する。
 - エ 各イベント時において反射材の配布を実施する。

	「交通安全のど自慢大会」、「スケアード・ストレート事業」の開催と反射材の配布活動を行う。
2 交通事故相談活動	栃木県交通安全活動推進センター（当協会事務局内）に「交通事故相談所」の窓口を設置し、交通事故相談員による面接相談、電話相談等に応じる。
3 安全な交通環境対策活動	(1) 交通事故多発箇所、路線、危険箇所、通学路等の安全確保に向けた活動の推進 関係機関、団体等への働きかけと改善要望等を実施していく。 (2) 迷惑駐車・道路不正使用の防止に関する広報啓発活動の推進 (3) 信号機付加装置の設置 視覚障害者用信号機付加装置を設置し、交通弱者に優しい交通環境の整備を推進。 (4) 反射材を活用した危険箇所等の事故防止安全対策 道路のカーブ、夜間見づらい工作物（電柱等）に夜光反射材を貼付する活動を推進し、道路の安全な環境を確保する。 (5) 歩道上における駐輪防止対策 自転車利用者へのマナー向上の広報活動の推進。
4 栃木県及び交通安全関連団体との連携と支援	栃木県及び交通安全関連団体が行う交通安全大会、交通キャンペーン等の活動を支援するとともに、（一財）全日本交通安全協会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一社）日本自動車工業会、（一社）日本自動車連盟等が主催の各種講習会及び講演等の連携と支援を行う。
5 栃木県地域交通安全活動推進委員協議会連合会に対する支援	栃木県地域交通安全活動推進委員協議会が有効かつ効果的な活動を行うための支援、研修会を開催するほか、同協議会の連絡調整を行う。

第4 表彰関係

1 栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会長連名表彰	交通安全の普及啓発を目的として、交通安全功労者・優良運転者等を対象とした栃木県警察本部長、当協会長連名の表彰を行う。 ア 表彰式の開催日時、場所 令和2年11月10日（火）午後1時30分～ 宇都宮市文化会館小ホール イ 表彰 ○ 交通安全功労者 ○ 交通安全功労団体 ○ 優良運転者（40年・30年・20年）
2 各種表彰の上申	(1) 全国表彰 ア 警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通荣誉章緑十字金章 ○ 交通荣誉章緑十字銀章 イ 全日本交通安全協会長表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通荣誉章緑十字銅章 ○ 交通安全優良団体・交通安全優良事業所 ○ 交通安全優良学校・優良交通安全協会 ○ 優良二輪車安全運転指導員 (2) 管区表彰 <ul style="list-style-type: none"> ア 関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長連名表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全功労者・交通安全功労団体・交通安全優良事業所 ○ 優良交通安全協会・優良運転者 イ 関東交通安全協会長表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○ 優良職員 (3) 栃木県知事表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策功労者 ○ 交通安全対策功労団体
--	---

第5 関連団体の事業に対する助成・支援

1 地区交通安全協会に対する助成・支援	<p>地区交通安全協会が行っている交通安全活動等について積極的に広報を行うとともに、活動経費の助成及び交通安全運動広報用ポスター、チラシ、キャンペーン用品、広報用テープ等の支援を行う。</p> <p>また、栃木県地区交通安全協会女性部連合会の活動を支援するための研修会等の開催を支援する。</p>
2 その他関連団体に対する支援	<p>支援関連団体（活動費の一部助成）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 栃木県地域交通安全活動推進委員協議会連合会 (2) 栃木県二輪車安全運転推進委員会（委員長 専務理事） (3) 栃木県自転車安全教育推進委員会（委員長 会長）

第2章 受託事業

第1 業務受託事業

1 栃木県からの受託事業	<p>令和2年度栃木県からの受託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 停止処分者講習・違反者講習業務 (2) 免許窓口及び更新時講習業務 (3) 原付講習業務 (4) 交通安全教育車（マロニエ号）業務 (5) 自動車保管場所現地調査業務 (6) 自動車保管場所証明等入力事務 (7) 道路使用許可現地調査業務 (8) 高齢者講習通知業務 (9) 臨時認知機能検査（免許センター、小山、那須塩原） (10) 臨時高齢者講習
--------------	---

	(11) 認知機能検査 (12) 高齢者講習 (13) 高齢者スクエアード・ストレート安全教育事業
2 その他の受託業務	令和2年度その他の受託業務 (1) 地区交通安全協会事務 (2) 地区安全運転管理者協議会事務（宇都宮中央、宇都宮東、足利） (3) （公財）日本交通管理技術協会事務

第3章 自主事業

1 広報、啓発用品等斡旋販売事業	(1) 県、市町、教育委員会、小学校等の公的機関、団体や運輸、物流業界等に対して、交通安全思想普及、啓発に供する資料、物品等の斡旋販売を行う。 (2) 高齢者や子供向けの反射材、自転車通学用ヘルメット等交通安全用品の斡旋販売を行う。
2 自動車教習事業	初心運転者の養成と免許取得者等に対する訓練、講習を目的として、また障がい者や高齢者に特化した教習を推進するため (1) 栃木県自動車学校 (2) 西那須野自動車学校 を直営する。
3 その他の事業	(1) 証明写真撮影事業（免許センター内） (2) 県証紙売り捌き事業（免許センター、各支所）

第4章 各種会議等

1 理事会	当協会定款に基づき (1) 臨時理事会 3月（事業計画・予算） (2) 定時理事会 5月（事業報告・決算報告） (3) 臨時理事会 6月（新役員選任等必要に応じて） (4) 臨時理事会 9月（業務執行報告 4月～8月） (5) 臨時理事会 1月（業務執行報告 9月～12月）
2 評議員会	当協会定款に基づき (1) 定時評議員会 6月（事業報告・決算） (2) 必要に応じて適宜開催
3 監事会	当協会定款に基づき 5月定時理事会の開催前に監事会を開催し、事業内容・決算内容についての監査を実施する。
4 正副会長会議	臨時理事会の開催等必要に応じて適宜開催。

5 評議員選定委員会	当協会定款に基づき必要に応じて適宜開催。
6 その他の会議	当協会が関係する機関・団体等の定例、随時の会議に出席し連携した業務を推進 (1) 被害者支援センター通常理事会 (2) 小平グループ交通遺児育英奨学基金運営委員会 (3) 栃木県指定自動車教習所協会通常総会 (4) 地区交通安全協会会長会議 等

第5章 組織の活性、職員のスキルアップ等

1 支所長・所属長会議	開催日時、場所 4月17日（金）午後1時30分～ ホテルニューイタヤ 各支所長、各所属長を招集し、令和2年度の重点・運営方針等の意思統一を図るほか部外講師による講話を受講する。
2 支所員対象ブロック別意見交換会	北部ブロック、東部ブロック、南部ブロック、中部ブロック別に支所員、事務局員の意思疎通を図るため会議を開催する。 開催時期：5月下旬～6月中
3 窓口応接向上月間の実施	免許センター免許窓口、各支所免許窓口の快適な環境へ向けた改善の推進と職員の窓口応接スキルの向上を図るため10月中向上月間を実施する。改善優秀所属には賞揚を行う。
4 窓口対応マニュアルの作成とDVDを活用した研修会の開催	免許窓口事務の一律化と技術の向上のため「窓口対応マニュアル」を作成するとともに、新職員等を対象としてマニュアルに基づき作成したDVDを活用した研修会を実施する。
5 各種講習会、研修会への参加	内外で開催される各種講習会、研修会等に職員を参加させ、業務に必要な知識、技能を習得させる。